

## 5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		3,928	295,045,606
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		105	3,083,496
債 務 控 除 額		2,133	19,327,632
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		403	1,766,429
課 税 価 格		3,950	280,567,899
相 続 税 額	算 出 税 額	3,873	39,335,227
	2 割 加 算 額	318	379,895
	計	3,873	39,715,123
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	126	90,664
	配 偶 者	690	10,536,764
	未 成 年 者	47	14,781
	障 害 者	52	54,536
	相 次 相 続	143	354,142
	外 国 税 額	-	-
	計	1,013	11,050,887
差 引 税 額		3,398	28,664,521
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		44	195,433
小 計		3,393	28,469,088
農 地 等 納 税 猶 予 税 額		164	2,642,786
株 式 等 納 税 猶 予 税 額		2	17,188
申 告 納 税 額	納 付 税 額	3,355	25,838,447
	還 付 税 額	23	51,670
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,454	117,900,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 16 年分	4,261	275,428,392	32,065,121	9,613,558	3,461	17,822,335	1,498
平成 17 年分	4,216	286,514,626	36,190,629	8,670,610	3,487	24,982,503	1,544
平成 18 年分	4,244	275,674,688	32,688,111	10,968,833	3,494	19,309,574	1,536
平成 19 年分	3,898	255,153,260	30,050,851	9,354,759	3,270	18,188,983	1,444
平成 20 年分	3,950	280,567,899	39,715,123	11,050,887	3,355	25,838,447	1,454

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	486	43,650,066	409	6,065,106	170
鳴門	163	12,607,962	125	1,024,300	60
阿南	78	5,478,419	65	333,567	37
川島	47	3,505,028	38	162,292	22
脇町	16	906,281	13	53,410	6
池田	40	2,462,733	34	122,278	13
徳島県計	830	68,610,489	684	7,760,953	308
高松	583	36,484,081	505	2,783,113	223
丸亀	180	9,380,663	140	635,337	66
坂出	108	5,161,793	86	186,351	39
観音寺	104	5,946,076	95	370,445	36
長尾	44	2,816,943	37	294,757	17
土庄	35	2,546,531	32	330,920	14
香川県計	1,054	62,336,087	895	4,600,923	395
松山	793	50,173,921	675	3,402,402	275
今治	154	12,297,260	140	1,457,596	62
宇和島	61	2,988,343	53	125,037	24
八幡浜	57	3,542,731	47	186,993	23
新居浜	84	4,761,627	68	277,827	33
伊予西条	91	5,682,655	69	324,023	35
大洲	57	3,380,744	48	193,288	20
伊予三島	107	14,388,099	95	2,551,596	35
愛媛県計	1,404	97,215,380	1,195	8,518,762	507
高知	418	34,739,214	369	3,440,445	154
安芸	28	1,552,462	27	72,067	10
南国	103	7,914,176	88	720,749	38
須崎	40	2,033,714	37	119,748	14
中村	35	2,705,670	29	204,654	12
伊野	38	3,460,707	31	400,148	16
高知県計	662	52,405,943	581	4,957,811	244
合計	3,950	280,567,899	3,355	25,838,447	1,454

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 3,957	千円 280,094,592	人 3,356	千円 25,785,396	人 1,454
	修正申告による増差額	70	1,252,135	116	211,545	57
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	38 △	778,828	47 △	158,493	22
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,950	280,567,899	実 3,355	25,838,447	実 1,454
過 年 分	申 告 額	109	6,369,620	91	742,188	57
	修正申告による増差額	955	14,265,951	1,285	2,767,320	541
	更正による増差額	4	203,477	6	47,140	6
	更正等による減差額	196 △	2,308,685	243 △	360,158	120
	決 定 額	1	16,313	1	4,522	1
	計	実 1,018	18,546,676	実 1,386	3,201,012	実 596
合 計	申 告 額	4,066	286,464,212	3,447	26,527,584	1,511
	修正申告による増差額	1,025	15,518,086	1,401	2,978,864	598
	更正による増差額	4	203,477	6	47,140	6
	更正等による減差額	234 △	3,087,513	290 △	518,651	142
	決 定 額	1	16,313	1	4,522	1
	計	実 4,968	299,114,575	実 4,741	29,039,460	実 2,050

調査対象等： 「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	38 人	6,588 千円	41 人	6,015 千円	5 人	15,586 千円
過 年 分	976	202,142	102	110,694	101	111,018
合 計	1,014	208,730	143	116,709	106	126,604

## 5 - 2 課税価格階級別課税状況

### (1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1億円以下	356	29,353,728	726,445	158,800	389,885	864
1億円超	714	99,829,981	893,355	635,063	3,829,998	2,293
2"	220	53,445,903	575,134	428,009	4,041,146	772
3"	98	37,166,806	408,792	350,525	4,361,446	340
5"	36	20,738,858	271,577	100,204	3,257,110	130
7"	19	15,323,638	122,752	55,754	2,910,725	82
10"	9	11,985,893	50,057	33,355	3,181,324	33
20"	-	-	-	-	-	-
30"	1	4,140,734	-	-	1,837,366	4
50"	-	-	-	-	-	-
70"	1	8,109,051	-	6,600	1,976,398	2
100"	-	-	-	-	-	-
合計	1,454	280,094,592	3,048,111	1,768,310	25,785,396	4,520

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	5	59	123	117	52	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	47	140	270	178	50	13	6	4	2	1	1
2 "	-	9	36	85	49	26	6	4	2	1	1	1
3 "	-	5	12	32	38	6	3	1	1	-	-	-
5 "	-	1	8	11	6	6	2	2	-	-	-	-
7 "	-	-	3	7	4	2	-	-	2	-	-	1
10 "	-	-	2	2	2	3	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7	121	325	524	330	93	24	13	9	3	2	3

調査対象等： 平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

### 5-3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	630	28,152,621
	畑（「」）	524	10,431,277
	宅地（借地権を含む。）	1,357	85,133,038
	山林	412	647,629
	その他の土地	348	8,600,689
	計	1,378	132,965,253
家屋、構築物		1,299	15,140,938
事業（農業） 用財産	機械器具、農具、じゅう器、備品	192	386,022
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	30	357,411
	売掛金	35	114,747
	その他の財産	65	664,371
	計	250	1,522,551
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	269	12,239,738
	同上以外の株式及び出資	910	22,684,949
	公債及び社債	338	7,608,657
	投資・貸付信託受益証券	425	7,007,106
	計	1,099	49,540,450
現金、預貯金等		1,445	63,799,314
家庭用財産		960	425,885
その他の財産	生命保険金等	311	10,011,248
	退職金及び功労金等	123	6,599,829
	立木	155	143,421
	その他	1,201	14,411,392
	計	1,264	31,165,890
合計		1,452	294,560,281
相続時精算課税適用財産価額		76	3,048,111
債務		1,225	16,340,396
葬式費用		1,412	2,941,714
計		1,434	19,282,110
差引純資産価額		1,454	278,326,282
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		226	1,768,310
課税価格		1,454	280,094,592

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。